

≪「日光市まちづくり基本条例」(改正案)について≫

○「事業者」関係

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民それぞれの住む地域及び市全体を将来にわたって暮らしやすく、かつ、快適なものとしていくための公益的な取り組みをいう。
- (2) 市民 日光市に居住する者、働く者、学ぶ者並びに市内において活動する団体及び事業者をいう。
- (3) 共有 市民、市議会及び市又は市民同士が情報、資源等を共に保有することをいう。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に関わり、行動し、又は責任を果たすことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が、互いの役割及び責任のもとに、まちづくりのために共に考え、協力し、又は行動することをいう。
- (6) まちづくり団体 自治会、市民活動団体等市民が互いに助け合い、そして思いやりのある社会を形成するために組織している団体及び集団をいう。

【解説】

この条例のキーワードとなる用語の意義を定めています。

それぞれの言葉は、一般的に多種・多様な意味を持っていますが、本条例では単的かつ包括的な表現で表すこととしています。

- まちづくり→様々な活動や取り組みが想定されるので、概念的な言葉として使用します。
- 市民→居住する市民だけでなく、市内のボランティアやNPO法人、各種事業者等、営利・非営利を問わず、様々な団体なども含めて広く市民として位置づけています。
- 共有→情報だけでなく、資源・責任・負担・課題及び成果についても共有します。
- 参画→市民としての責任を果たす関わりであり、参加も参画への過程として含まれるものです。
- まちづくり団体→様々な目的のために、思いやり(心)のある活動をしている団体(集団)を大きな意味で捉えています。

○「危機管理」関係

第9章 危機管理

(危機管理)

第23条 市は、常に緊急時や不測の事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民及び国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支

援を図り、安全で安心して生活できるまちづくりを推進しなければならない。
2 市民は、自ら災害等不測の事態に備え、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めなければならない。

【解説】

緊急時や不測の事態などによって、市全体が危機的な状況に陥るような場合に備えた市や市民の体制強化などについて述べたものです。

平成23年3月11日に発生し、原子力発電所事故を伴って未曾有の大災害となった東日本大震災については、日光市への影響は限定的ではありましたが、電力不足、放射能問題、風評被害など二次的被害への対応が課題となりました。

従来は想定していなかった規模の大災害が現実のものとなったことにより、浮き彫りとなった危機的な状況への備えの重要性を踏まえ、市民の安全・安心を基本としたまちづくりをこれまで以上に推進する必要があります。

そのため、市は、すべての市民や関係団体等との協力・連携によって危機管理体制の強化を図ること、また市民自らも、連携・協力体制の構築に努める必要があるとしています。